

平成 30 年第 4 回さくら市議会 定例会追加議案書

(平成 30 年 12 月 20 日提出 追加議案第 1 号～第 6 号及び追加報告第 1 号)

付 議 事 件

第 4 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	市 長	P 1
追加 2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	P 3
追加 3	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	〃	P 5
追加 4	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）	〃	P 13
追加 5	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃	P 35
追加 6	さくら市監査委員の選任同意について	〃	P 46
追加 報告 1	専決処分事項の報告について（平成 29 年度氏家水処理センターの建設工事委託契約の変更）	〃	P 47

追加議案第 1 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては 100 分の 175」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

追加議案第 2 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては 100 分の 175」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市長等の給与及び旅費に関する条

例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

追加議案第 3 号

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 1 項中「5,300 円」を「4,400 円」に改める。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 110）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 52.5）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5

(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)」を加え、同条第5項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第17条の4第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任職員以外職員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 さくら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」に、「額)」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)」を「100分の55」に改める。

(さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「の定める」を「で定める」に改める。

第10条第2項中「、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては」を「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	144,100 円	194,000 円	230,000 円	263,000 円

第 4 条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」を「100 分の 130」に、「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市職員の給与に関する条例（附則第 4 項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後のさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び附則第 4 項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 3 平成 30 年 4 月 1 日（以下この項において「切替日」という。）の前日においてさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 8 条第 3 項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第 1 の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年さくら市条例第 10 号。以下この項において「平成 28 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第 3 条の規定による改正前のさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成 28 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの

規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加議案第 4 号

平成 30 年度 さくら市 一般会計 補正 予算 (第 6 号)

平成 30 年度 さくら市の一般会計の補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 平成 30 年度 さくら市一般会計補正予算 (第 5 号) の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,055 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 190 億 8,576 万 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		483,224	10,558	493,782
	1 繰越金	483,224	10,558	493,782
歳入	合計	19,075,203	10,558	19,085,761

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		178,518	173	178,691
	1 議 会 費	178,518	173	178,691
2 総 務 費		1,873,871	3,749	1,877,620
	1 総 務 管 理 費	1,384,036	2,216	1,386,252
	2 徴 税 費	236,798	738	237,536
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	167,882	665	168,547
	4 選 挙 費	52,908	32	52,940
	6 監 査 委 員 費	27,167	98	27,265
3 民 生 費		5,965,134	2,323	5,967,457
	1 社 会 福 祉 費	2,432,455	787	2,433,242
	2 児 童 福 祉 費	2,915,684	1,536	2,917,220
4 衛 生 費		3,037,003	685	3,037,688
	1 保 健 衛 生 費	598,941	431	599,372
	2 清 掃 費	2,438,062	254	2,438,316
6 農 林 水 産 業 費		694,606	637	695,243
	1 農 業 費	687,482	637	688,119
7 商 工 費		971,669	336	972,005
	1 商 工 費	971,669	336	972,005
8 土 木 費		1,627,438	947	1,628,385
	1 土 木 管 理 費	136,541	456	136,997
	3 都 市 計 画 費	826,353	394	826,747
	4 住 宅 費	51,725	97	51,822
10 教 育 費		2,090,248	1,708	2,091,956
	1 教 育 総 務 費	388,028	479	388,507
	2 小 学 校 費	318,784	34	318,818
	3 中 学 校 費	358,530	19	358,549

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	430,201	682	430,883
	6 保 健 体 育 費	471,804	494	472,298
歳 出	合 計	19,075,203	10,558	19,085,761

平成30年度さくら市一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	483,224	10,558	493,782
歳入合計	19,075,203	10,558	19,085,761

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	178,518	173	178,691				173	
2 総務費	1,873,871	3,749	1,877,620				3,749	
3 民生費	5,965,134	2,323	5,967,457				2,323	
4 衛生費	3,037,003	685	3,037,688				685	
6 農林水産業費	694,606	637	695,243				637	
7 商工費	971,669	336	972,005				336	
8 土木費	1,627,438	947	1,628,385				947	
10 教育費	2,090,248	1,708	2,091,956				1,708	
歳出合計	19,075,203	10,558	19,085,761				10,558	

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	483,224	10,558	493,782	1 繰越金	10,558	前年度繰越金 10,558
計	483,224	10,558	493,782			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1議会費	178,518	173	178,691				173	2給 料	33	職員人件費	173
								3職員手当等	112	職員給	33
								4共 済 費	28	期末手当	8
										勤勉手当	104
										職員共済組合負担金	28
計	178,518	173	178,691				173				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1一般管理費	635,566	1,122	636,688				1,122	2給 料	135	特別職人件費	79
								3職員手当等	382	期末手当	66
								4共 済 費	100	職員共済組合負担金	13
								19負担金、補助及び交付金	505	職員人件費	1,043
										職員給	135
										期末手当	30
										勤勉手当	286
										職員共済組合負担金	87
										負担金	505
3財政管理費	85,222	381	85,603				381	2給 料	94	職員人件費	381
								3職員手当等	225	職員給	94
								4共 済 費	62	期末手当	21
										勤勉手当	204
										職員共済組合負担金	62
4会計管理費	36,471	191	36,662				191	2給 料	44	職員人件費	191
								3職員手当等	116	職員給	44
								4共 済 費	31	期末手当	9
										勤勉手当	107
										職員共済組合負担金	31
7企画費	159,337	522	159,859				522	2給 料	138	職員人件費	522

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

								3 職員手当等	299	職員給	138
								4 共 済 費	85	期末手当	31
										勤勉手当	268
										職員共済組合負担金	85
計	1,384,036	2,216	1,386,252				2,216				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	155,673	738	156,411				738	2 給 料	190	職員人件費	738
								3 職員手当等	429	職員給	190
								4 共 済 費	119	期末手当	43
										勤勉手当	386
										職員共済組合負担金	119
計	236,798	738	237,536				738				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	167,882	665	168,547				665	2 給 料	168	職員人件費	328
								3 職員手当等	389	職員給	94
								4 共 済 費	108	期末手当	21
										勤勉手当	160
										職員共済組合負担金	53
										職員人件費	337
										職員給	74
										期末手当	16
										勤勉手当	192
										職員共済組合負担金	55
計	167,882	665	168,547				665				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	8,781	32	8,813				32	2 給 料	8	職員人件費	32
								3 職員手当等	19	職員給	8
										期末手当	2

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共 済 費	5	勤勉手当 職員共済組合負担金	17 5
計	52,908	32	52,940							

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員 費	27,167	98	27,265				98	2 給 料	15	職員人件費	98
								3 職員手当等	67	職員給 期末手当	15 4
								4 共 済 費	16	勤勉手当 職員共済組合負担金	63 16
計	27,167	98	27,265				98				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	1,469,618	400	1,470,018				400	2 給 料	99	職員人件費	400
								3 職員手当等	236	職員給 期末手当	99 22
								4 共 済 費	65	勤勉手当 職員共済組合負担金	214 65
2 国民健康 保険費	298,757	192	298,949				192	2 給 料	51	職員人件費	192
								3 職員手当等	110	職員給 期末手当	51 12
								4 共 済 費	31	勤勉手当 職員共済組合負担金	98 31
3 国民年金 費	20,471	70	20,541				70	2 給 料	10	職員人件費	70
								3 職員手当等	49	職員給 期末手当	10 3

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

								4 共 濟 費	11	勤勉手当 職員共済組合負担金	46 11
4老人福祉費	162,057	125	162,182				125	2 給 料	27	職員人件費	125
								3 職員手当等	78	職員給 期末手当	27 6
								4 共 濟 費	20	勤勉手当 職員共済組合負担金	72 20
計	2,432,455	787	2,433,242				787				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	1,098,150	359	1,098,509				359	2 給 料	101	職員人件費	359
								3 職員手当等	200	職員給 期末手当	101 23
								4 共 濟 費	58	勤勉手当 職員共済組合負担金	177 58
3保育園費	545,925	1,177	547,102				1,177	2 給 料	291	職員人件費	1,177
								3 職員手当等	696	職員給 期末手当	291 65
								4 共 濟 費	190	勤勉手当 職員共済組合負担金	631 190
計	2,915,684	1,536	2,917,220				1,536				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	303,057	395	303,452				395	2 給 料	87	職員人件費	395
								3 職員手当等	244	職員給 期末手当	87 19
								4 共 濟 費	64	勤勉手当 職員共済組合負担金	225 64
6環境衛生	4,768	36	4,804				36	2 給 料	14	職員人件費	36

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
総務費							3職員手当等	16	職員給	14
							4共 済 費	6	期末手当	3
									勤勉手当	13
									職員共済組合負担金	6
計	598,941	431	599,372				431			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1清掃総務費	2,438,062	254	2,438,316				254	2給 料	62	職員人件費	254
								3職員手当等	151	職員給	62
								4共 済 費	41	期末手当	14
										勤勉手当	137
										職員共済組合負担金	41
計	2,438,062	254	2,438,316				254				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員会費	76,015	130	76,145				130	2給 料	28	職員人件費	130
								3職員手当等	81	職員給	28
								4共 済 費	21	期末手当	7
										勤勉手当	74
										職員共済組合負担金	21
2農業総務費	101,661	507	102,168				507	2給 料	125	職員人件費	507
								3職員手当等	300	職員給	125
								4共 済 費	82	期末手当	28
										勤勉手当	272
										職員共済組合負担金	82
計	687,482	637	688,119				637				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1商工総務費	67,153	336	67,489				336	2給料	98	職員人件費	336
								3職員手当等	184	職員給 期末手当	98 22
								4共済費	54	勤勉手当 職員共済組合負担金	162 54
計	971,669	336	972,005				336				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1土木総務費	136,541	456	136,997				456	2給料	116	職員人件費	456
								3職員手当等	266	職員給 期末手当	116 26
								4共済費	74	勤勉手当 職員共済組合負担金	240 74
計	136,541	456	136,997				456				

(款) 8 土木費

(項) 3 都市計画費

1都市計画総務費	691,937	394	692,331				394	2給料	66	職員人件費	290
								3職員手当等	177	職員給 期末手当	66 15
								4共済費	47	勤勉手当 職員共済組合負担金	162 47
								28繰出金	104	区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金	104 104
計	826,353	394	826,747				394				

(款) 8 土木費

(項) 4 住宅費

2住宅建設費	29,418	97	29,515				97	2給料	20	職員人件費	97
								3職員手当等	61	職員給 期末手当	20 5
								4共済費	16	勤勉手当 職員共済組合負担金	56 16

(款) 8 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	51,725	97	51,822				97			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	378,619	479	379,098				479	2給料	101	特別職人件費	58
								3職員手当等	300	期末手当	48
								4共済費	78	職員共済組合負担金	10
										職員人件費	421
										職員給	101
										期末手当	23
										勤勉手当	229
										職員共済組合負担金	68
計	388,028	479	388,507				479				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	212,162	34	212,196				34	2給料	12	職員人件費	34
								3職員手当等	16	職員給	12
								4共済費	6	期末手当	3
										勤勉手当	13
										職員共済組合負担金	6
計	318,784	34	318,818				34				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	311,606	19	311,625				19	3職員手当等	16	職員人件費	19
								4共済費	3	勤勉手当	16
										職員共済組合負担金	3
計	358,530	19	358,549				19				

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

1社会教育 総務費	107,262	389	107,651				389	2給料	89	職員人件費	389
								3職員手当等	237	職員給 期末手当 勤勉手当	89 20 217
								4共済費	63	職員共済組合負担金	63
6公民館費	83,499	91	83,590				91	2給料	18	職員人件費	91
								3職員手当等	58	職員給 期末手当 勤勉手当	18 4 54
								4共済費	15	職員共済組合負担金	15
8博物館費	99,477	202	99,679				202	2給料	42	職員人件費	202
								3職員手当等	127	職員給 期末手当 勤勉手当	42 9 118
								4共済費	33	職員共済組合負担金	33
計	430,201	682	430,883				682				

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

1体育総務 費	103,790	340	104,130				340	2給料	80	職員人件費	340
								3職員手当等	205	職員給 期末手当 勤勉手当	80 18 187
								4共済費	55	職員共済組合負担金	55
3学校給食 費	192,202	154	192,356				154	2給料	30	職員人件費	154
								3職員手当等	99	職員給 期末手当 勤勉手当	30 6 93
								4共済費	25	職員共済組合負担金	25
計	471,804	494	472,298				494				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	その他の手当				計
補正後	長 等	2		18,600	7,420 (3.30)			51	26,071	4,678	30,749	
	議 員	18	74,100		23,080 (3.30)				97,180	28,055	125,235	
	その他の 特別職	1,519	207,462						207,462		207,462	
	計	1,539	281,562	18,600	30,500			51	330,713	32,733	363,446	
補正前	長 等	2		18,600	7,306 (3.25)			51	25,957	4,655	30,612	
	議 員	18	74,100		23,080 (3.25)				97,180	28,055	125,235	
	その他の 特別職	1,519	207,462						207,462		207,462	
	計	1,539	281,562	18,600	30,386			51	330,599	32,710	363,309	
比 較	長 等	0		0	114			0	114	23	137	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	その他の 特別職	0	0						0		0	
	計	0	0	0	114			0	114	23	137	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(4) 308		1,108,658	650,377	1,759,035	360,174	2,119,209	
補 正 前	(4) 308		1,106,266	644,546	1,750,812	358,585	2,109,397	
比 較	(0) 0		2,392	5,831	8,223	1,589	9,812	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	25,882	16,970	19,705	1,166	115,517	2,265	32,620
	補正前	25,882	16,970	19,705	1,166	115,517	2,265	32,620
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	244,849	173,086	18,000	0	317		
	補正前	244,311	167,793	18,000	0	317		
	比 較	538	5,293	0	0	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,392	給与改定に伴う増減分	2,392	給料表の平均改定率0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	5,831	制度改正に伴う増減分	5,831	期末手当分 538 勤勉手当分 5,293	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成30年4月1日現在	平均給料月額 (円)	298,714	281,320	
	平均給与月額 (円)	360,277	304,998	
	平均年齢 (歳)	39.9	53.9	

備考 「職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。

追加議案第 5 号

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,161 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		71,216	104	71,320
	1 他 会 計 繰 入 金	71,216	104	71,320
歳 入	合 計	491,506	104	491,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		268,743	104	268,847
	1 土地区画整理事業費	268,743	104	268,847
歳 出	合 計	491,506	104	491,610

平成30年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	71,216	104	71,320
歳入合計	491,506	104	491,610

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土地区画整理事業費	268,743	104	268,847				104
歳出合計	491,506	104	491,610				104

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	71,216	104	71,320	1 一般会計繰入金	104	一般会計繰入金 104
計	71,216	104	71,320			

3 歳 出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	38,137	104	38,241				104	2給料	24	職員人件費 職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金 負担金	104
								3職員手当等	58		24
								4共済費	16		6
								19負担金、補助及び交付金	6		52
計	268,743	104	268,847				104				16
											6

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(0) 3		11,222	5,639	16,861	3,168	20,029	
補 正 前	(0) 3		11,198	5,581	16,779	3,152	19,931	
比 較	(0) 0		24	58	82	16	98	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	225	70	80	48	2,000	0	0
	補正前	225	70	80	48	2,000	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	1,898	1,318	0	0	0		
	補正前	1,892	1,266	0	0	0		
	比 較	6	52	0	0	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	24	給与改定に伴う増減分	24	給料表の平均改定率0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	58	制度改正に伴う増減分	58	期末手当分 勤勉手当分	6 52
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成30年4月1日現在	平均給料月額 (円)	299,633		
	平均給与月額 (円)	332,867		
	平均年齢 (歳)	38.1		

備考 「職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。

追加議案第 6 号

さくら市監査委員の選任同意について

下記の者をさくら市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 小 堀 勇 人

生年月日



平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花塚隆志

追加報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

平成 30 年 12 月 20 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 11 月 27 日

さくら市長 花塚 隆志

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 契約の目的

氏家水処理センターの建設工事委託（平成 29 年 6 月 2 日議決）

2 契約の相手方

東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号

日本下水道事業団

理事長 辻原 俊博

3 契約金額

変更前 241,000,000 円

変更後 229,430,000 円

4 変更理由

日本下水道事業団が行った工事契約における入札減少金の発生及び現地精査等による費用の減額